

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
龍郷町	畜産用簡易資材購入補助事業	畜産用簡易資材の一部助成	・町内に在住する畜産農家で、JA等を通じて資材を購入した者	経費の1/2以内	龍郷町農林水産課 TEL:0997-69-4524
	龍郷町堆肥助成事業	堆肥購入費用の一部助成	・町内在住農家 ・町税等を完納していること ・町内に農地を所有する農家	堆肥1袋につき、 認定農家 5,000円 農協生産部会員 3,000円 一般農家 1,000円	
	龍郷町苗木助成事業	苗木購入費用の一部助成	・町内在住農家 ・町税等を完納していること ・町内に農地を所有する農家 ・農協の生産部会員または認定農家	購入費用の1/2以内	
	龍郷町パイプハウスリース事業	農業用パイプハウス（K6N型1棟）を7年間リースし、期間満了後は借受人へ譲渡	・町内在住で60歳以下の者 ・町税等の未納がないこと ・設置する土地は借受人が準備すること ・その他町長が必要と認めること	月額リース料10,000円	
	就農支援センター研修事業	本町での就農希望者に対し、2年間の農業に関する基礎技術・知識の習得を目的とした研修	・本町に住所を有し、本町において就農する者 ・年齢が18歳から59歳以下 ・農地の確保が見込まれる者など	研修費用は原則町負担 研修中は年額150万円の助成金支給	
	鳥獣被害対策実践事業	イノシシ侵入防止柵（ワイヤーメッシュ）の資材助成	・町内のほ場で営農している農家及び農地の所有者 ・町税等を完納していること	審査会で決定した者へ要望分の材料を支給	
喜界町	喜界町地域園芸活性化事業	①ビニルハウス ②防風ネット整備 ③動力噴霧器、管理機整備 ④植付機 ⑤収穫台車 ⑥町推進露地野菜栽培に係る資材補助 ⑦防風樹苗補助	・園芸作物の出荷を前提とした栽培を行う者 ・税金等の滞納がない者 ・定款にて農業事業を謳っていること ・その他要件有り	①、③～⑦：2分の1以内（ただし①上限500万円 ③上限10万） ②：3分の2以内	喜界町営農支援センター TEL:0997-65-0692
	ゴマ機械助成事業	バインダー、選別機（トウミ）、播種機、管理機の購入費助成	・税金等の滞納がない者 ・定款にて農業事業を謳っていること ・ゴマを栽培している生産者、又は新たに行う者	3分の1以内（上限は15万円）	
	さとうきび省力化対策事業	①農業大学校研修での農業機械免許取得費用助成（さとうきび農家以外も対象）	・免許取得後に申請。 ・取得時のみ補助対象。 ・町税の滞納の無い方。 ・受講後、鹿児島までの往復旅費と農業大学校研修費の領収証の提出が必要。	・養成研修（大型特殊免許） ・応用研修（けん引免許） ともに定額1万円	
		②農業用ドローン資格取得費用助成（さとうきび農家以外も対象）	・免許取得後に申請。 ・取得時のみ補助対象。 ・町税の滞納の無い方。	1/2以内。（上限10万円）	
	③さとうきび用中古機械の購入費助成	・さとうきび共済又は収入保険への3年間の継続加入。 ・町税の滞納の無い方。	1/3以内。（上限10万円）		

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
喜界町	農業共済等加入促進事業	①さとうきび用ミニトラクター（ロータリー、サンソワール含む） 20ps以下、新車・新古車の購入費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび共済又は収入保険への3年間の継続加入。 ・町税の滞納の無い方。 ・ミニトラクター及び申請する農機具を所有していない方（既に所有している方は、譲渡や廃棄をすること） 	定額30万円	喜界町役場農業振興課 TEL:0997-65-3689
		②さとうきび用農機具（購入費用30万円以上） 新品・新古品の購入費助成		定額10万円	
	さとうきび単収向上対策事業（さとうきび農家以外も対象）	喜界農業開発組合が供給販売している有機物資材の購入費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の農家。 ・開発組合への支払は助成済みの金額。 	1台あたり6,000円のうち、 1/2にあたる3,000円	
喜界町	一芽苗供給事業	補植用一芽苗の販売	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のさとうきび生産者。 ・申込先は、営農支援センター。 ・島外への持ち出し、再販売は禁止。 	5円/本	喜界町役場農業振興課 TEL:0997-65-3689
	喜界町さとうきび生産性向上対策事業	喜界農業開発組合への作業委託費の助成	・町内の農家	委託内容に応じて700円～9,000円の助成	
	喜界町農業後継者育成事業	農業経営を行う際に必要な基礎的な農業技術及び知識を習得するための研修	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育課程を修了していること。 ・研修希望者は研修修了後引き続き3年以上本町にて農業に従事できること。 ・研修開始時の年齢が、概ね44歳未満であること。ただし応募状況によっては「44歳未満」を「54歳未満」に読み替えることとする。 ・健康であること。 ・税金の滞納がないこと。 ・研修中の事故に備えて、傷害保険等に加入すること。 ・普通自動車免許（AT限定不可）を取得済みであること。 ・町内に住所を有すること。 ・自己資金で300万円程度を確保できている者。 	研修期間の1年間、 月額120,000円を交付	喜界町営農支援センター TEL:0997-65-0692
	喜界町雇用型自立就農育成支援助成事業	雇用就農者の確保及び育成を推進し、就農意欲のある人材が雇用就農者として自立就農に向けた農業経営を習得する機会醸成を図るため、新規就農者及び若手人材を雇用して、実務研修を行う農業法人等に対し、助成金を交付する。	農業法人等	法人等雇用就農者1人当たり、1か月につき10万円を交付	
	喜界町遊休農地解消対策事業	荒廃農地の再生作業（草刈り・抜根・耕耘等）に係る経費の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・農家基本台帳に登録されている者 ・農地として利用できるよう整備する者 ・農業委員会が遊休農地として認めた農地 	35,000円/10a	喜界町役場農業振興課（農業委員会） TEL:0997-65-3692

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
徳之島町	遊休農地等解消事業	遊休農地を借り受けて農業生産の向上を図る目的で簡易な土地条件整備事業について支援	・町内在住している農家・法人等	2万円/10a（上限10万円）	徳之島町農林水産課農政係 TEL：0997-82-1150（内線321）
	園芸施設機械等補助事業	生産基盤を強化するとともに付加価値の高い農業生産の推進に必要な対策を支援 ①農業機械及び農業用施設の整備 ②集出荷施設の整備 ③ハウスの整備	実施要綱による	①2分の1以内（上限10万円） ②③1/2以内（上限100万円）	徳之島町農林水産課農産係 TEL：0997-82-1150（内線323）
	優良雌牛自家導入事業	優良雌牛自家保留による増頭の取組を支援	農業者	10万円/頭（上限1農家2頭）	徳之島町農林水産課畜産係 TEL：0997-82-1150（内線322）
	畜産振興事業	小規模農家を中心に機械器具等（子牛ハッチ、スタンション等）の購入費用を助成	畜産農家	購入費用の1/2以内	徳之島町農林水産課畜産係 TEL：0997-82-1150（内線322）
天城町	農地再活性化支援事業助成	遊休地、耕作放棄地の開墾	農家	経費の2/3以内もしくは定額助成（上限51,800円/10a）	天城町農政課糖業係 TEL（直通）0997-85-5262
	自家保留・導入助成事業補助	自家保留、繁殖素牛導入	畜産農家	自家保留牛 10万円 繁殖素牛 10万円	天城町農政課畜産係 TEL（直通）0997-85-5249
	園芸品目管理機械導入補助	トラクター用植付機・堀取機・穴掘機	園芸農家	40%以内助成	天城町農政課園芸係（農業センター） TEL（直通）0997-85-2214
伊仙町	伊仙町肉用牛特別導入事業	1頭導入につき導入代金の30万円まで貸付（無利子・5年償還）	・全畜産農家 ・町内に住所を有し、居住する者 ・町税等に未納がないこと	上限30万円/1頭	伊仙町経済課畜産係 TEL：0997-86-3116
	畜産資材導入補助事業	畜産資材であるカウハッチ・スタンション、監視カメラの導入補助	・全畜産農家 ・町内に住所を有し、居住する者 ・町税等に未納がないこと	2分の1	伊仙町経済課畜産係 TEL：0997-86-3116
	優良種雌牛増頭奨励事業	自家保留もしくはセリ市購入により、増頭した畜産農家に対し、奨励金の交付	・町内に住所を有していること ・町税等の未納がないこと ・畜産に関する申告をしていること	10万円/1頭 ※年間3頭上限	伊仙町経済課畜産係 TEL：0997-86-3116

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
伊仙町	土壌分析支援	土壌の診断・分析を行い合理的な施肥並びに土壌改善を普及推進し、土地生産力を高め、農業所得の向上と農業経営の安定を支援	・町内に住所を有し、居住する者	無料	伊仙町農業支援センター TEL:0997-86-2711
	園芸品目資材導入補助	実えんどう、枝豆、かぼちゃ資材助成	・園芸農家	50%以内助成	伊仙町経済課園芸係 TEL:0997-86-3116
	環境にやさしい農業総合推進事業	環境保全型農業を目指した土壌改良（堆肥投入）への助成	・農業者	2/3助成	伊仙町経済課糖業係 TEL:0997-86-3116
	ドローン集団防除	ドローンを活用した害虫防除における助成	・さとうきび農家	2/1助成	
	機械作業支援事業	さとうきびにおける植付や委託作業における機械作業支助成。	・さとうきび農家	毎年補助内容に変更があるため、詳細は伊仙町経済課糖業係へお問い合わせください。	
	地力増強対策事業	土壌改良（緑肥の植付）への助成	・農業者	2/1助成	
和泊町	和泊町家畜導入貸付事業	セリ市での導入や自家保留牛に対し、33万円までの貸付けを行う。	・町有牛に準ずる ・貸付期間5年間	33万円貸付	和泊町経済課 TEL:0997-84-3518
	和泊町繁殖雌牛導入貸付事業	町有牛33万円に17万円上乗せして、導入牛に対してのみ貸し付ける。	・町有牛に準ずる ・貸付期間3年間	17万円貸付	
	和泊町家畜受精卵推進事業	受精卵代金の一部助成	町内に住所を有し、畜産業に従事している者 町税その他町への納付金を滞納していない者	受精卵代金の2分の1以内の助成。 上限2万円	
	和泊町畜産牛舎環境改善事業	牛舎環境改善のために購入した資材費の一部助成 ①暑熱対策資材 ②個体管理資材 ③牛舎敷料資材 ④臭気対策資材 ⑤その他町長が認めたもの	町内に住所を有し、畜産業に従事している者 町税その他町への納付金を滞納していない者		
	和泊町畜産経営利子補給事業	畜産経営を継続するために金融機関から借り入れた資金に係る利息分を助成	町内に住所を有し、畜産業に従事している者 町税その他町への納付金を滞納していない者	運転資金又は設備資金に限る。 遅延利息は利子補給対象としない。 約定利率又は年率2.0%のいずれか低い率	
	さとうきび病害虫防除対策事業	さとうきび登録農薬に対する助成	さとうきび生産者	1/5助成	

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
和泊町	さとうきび干ばつ対策事業	畑かん未整備地区へのトラックタンカーかん水	さとうきび生産者	750円/回助成	和泊町経済課 TEL:0997-84-3518
	防風対策推進事業	防風垣苗の購入補助	・町内に住所を有し居住する者 ・農産物ほ場周辺に植栽する防風垣苗	苗木1本あたり1/3助成(上限200円、10円未満は切り捨て)	
知名町	畑地かんがい園芸産地確立事業	県標準型パイプハウス建設に係る資材費助成	本町に住所を有する農業者	6/10以内	知名町農林課 TEL:0997-84-3164
	家畜導入事業	町有牛33万円に17万円上乘せして、導入牛に対してのみ貸し付ける	町有牛に準じ、貸付期間は3年間とする	17万円貸付	
	優良雌牛導入支援事業	高齢・産次成績の悪い繁殖雌牛を優良雌牛に更新・導入する場合に奨励金を交付する	本町に住所を有し繁殖雌牛を飼養している肉用牛生産農家であり、町税等の滞納がない者	更新・導入実績に準じて交付金を交付する	
	牛舎増築事業	密飼い対策のための牛舎増築を行う場合、補助金を交付する	本町に住所を有し繁殖雌牛を飼養している肉用牛生産農家であり、町税等の滞納がない者	1/3以内 (ただし上限1,000千円とする。)	
	肉用牛繁殖向上対策事業	肉用牛の繁殖の向上に資する設備導入及び受精卵移植に係る費用の助成	本町に住所を有し繁殖雌牛を飼養している肉用牛生産農家であり、町税等の滞納がない者	1/2以内 (ただし上限100千円とする。)	
	土づくり推進事業	土壌改良資材購入費の一部助成	本町に住所を有する者	1/3以内 (ただし上限100千円とする。)	
与論町	干害対策施設整備事業	貯水槽、揚水施設、掘込み井戸及びボーリング井戸、配管施設、散水施設に係る経費の助成	農家のグループ及び農業を営む個人又は法人	1施設当たりの事業費は85万円、ボーリング井戸は60万円を限度。総事業費は150万円を限度。補助率は対象となる1/2以内。忠更新に係るものについては1/4以内。(総事業費15万以上とする。)	与論町産業課 TEL:0997-97-4924
	畜産粗飼料増産事業	かん水器具購入に係る経費の一部助成	農家のグループ及び農業を営む個人又は法人	2/3以内 (ただし、補助金の上限は30万円。総事業費が5万円以上とする。)	
	畜産暑熱対策費補助事業	生産・販売牛の暑熱対策に係る経費の一部助成	農家のグループ及び農業を営む個人又は法人	1/2以内 (ただし、補助金の上限は20万円。総事業費が5万円以上とする。)	与論町産業課 TEL:0997-97-4924
	粗飼料作物種子購入費補助事業	飼料作物の種子購入費の一部助成	与論町和牛改良組合員	1/2以内	
	畜産環境資材導入費補助事業	畜産環境資材(アースジェネター)購入費の一部助成	与論町和牛改良組合員	1/2以内	

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
与論町	畜産暑熱対策費補助事業	暑熱対策の購入費の生産・販売牛の暑熱対策に係る経費の一部助成	農家のグループ及び農業を営む個人又は法人	費用の1/2以内(ただし、補助金の上限は20万円)対象となる事業は総事業費が5万円以上のものとする	与論町産業課TEL:0997-97-4924
	優良素牛導入費補助事業	優良素牛導入に係る経費の一部助成	優良素牛導入に係る経費の一部助成	一頭	
	園芸施設整備事業	ビニールハウス及びネット平張施設(100㎡以上)の資材に要する経費(施設工事代除く)。冷蔵施設等、関連する高度化付帯設備に係る経費の助成	農家及び生産組合等(ただし、対象作物はインゲン、ニガウリ、ソリダコ、キク、トルコギキョウ、マンゴー、アテモヤ等とし、贈答用が主となる場合は対象外)	1/3以内 (ただし、補助金の上限は30万円)	
	重点品目品質向上対策事業	重点品目(インゲン・ニガウリ・さといも・ソリダコ・トルコギキョウ等)の品質向上を目的とした防風対策に資する資材の購入費の一部助成	あまみ農業協同組合与論事業本部及び重点品目生産団体並びに農家	1/2以内 (ただし、補助金の上限は10aあたり20万円。総事業費が5万円以上とする。)	
	重点品目生産支援対策事業	重点品目の植付関連作業委託料及び病虫害防除委託に係る経費の一部女性	与論町野菜振興会	1/3以内 (病虫害防除業務委託に係る経費は予算の範囲以内)	
	農業・畜産肥料物価高騰対策事業	あまみ農業協同組合与論事業本部で取り扱う農業・畜産肥料の物価高騰分に係る購入費の助成(物価高騰前の基準価格については別に定める。)	あまみ農業協同組合与論事業本部	物価高騰分に係る経費への助成	
	国内資源利用活用事業	町が指定する国内資源を活用した肥料購入費の助成	あまみ農業協同組合与論事業本部及び生産団体並びに農家	1/2以内	
	さといも優良種芋導入事業	本土から導入するさといもの優良種芋の購入費の一部助成	与論町野菜振興会	1/3以内	
	さといも自家種確保対策事業	さといもの自家種芋の冷蔵保管料	与論町野菜振興会	1/3以内	
	新規就農者機械導入支援事業	農業機械及びスマート農機等の購入に係る経費	認定新規就農者	1/2以内 (総事業費は50万円を限度)	
	農林関係施設解体・撤去補助事業	農業関連施設の撤去に係る経費への助成	本町に住所を有する農業者	1/3以内(ただし15万を上限とする)	
	次世代農業者育成補助事業	農業大学校へ就学を希望する高校生及びその引率者に係る旅費助成	本町に住所を有する高校生及び引率者	空賃もしくは空賃10/10	
女性農業者育成支援事業	女性農業者の先進地視察研修及び女性農業経営士養成研修に係る旅費の一部を助成	農家のグループ及び農家を営む個人又は法人	与論町職員等の旅費に関する条例に準じて算出した額の1/2以内。		

参入企業等が活用できる主な制度資金

令和8年1月時点

資金名及び融資機関	対象者	内容等
<p>農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)</p> <p>融資機関 日本政策金融公庫及び公庫の業務委託先金融機関(農協、銀行等)</p>	<p>○認定農業者</p>	<p>【資金用途】</p> <p>○農業経営改善計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地等：取得・改良・造成 ・施設・機械：農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象 ・果樹・家畜等：購入費、新植・改植費用、育成費 ・その他の経営費：規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費など <p>【貸付限度額】 法人：10億円(特認20億円[一定の場合30億円])</p> <p>【融資率】 100%</p> <p>【償還期限】 25年以内(うち据置期間10年以内)</p>
<p>経営体育成強化資金</p> <p>融資機関 日本政策金融公庫及び公庫の業務委託先金融機関(農協、銀行等)</p>	<p>○農業を営む法人であって次のすべての要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業経営開始後、決算期を2期終えていないこと 2. 5年以内に農業経営改善計画の認定を受ける計画を有していること 3. 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議の認定を受けていること <p>(農業参入法人という)</p>	<p>【資金用途】</p> <p>○経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地等：取得・改良・造成 ・施設・機械：農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械など ・家畜・果樹等：購入費、新植・改植費用、育成費 ・利用料の一括支払い：農地の利用権を取得する場合における権利金などの一括支払い <p>【貸付限度額】 負担額の80%、ただし、農業参入法人の融資金額の上限は1.5億円</p> <p>【償還期限】 25年以内(うち据置期間3年以内)</p>

資金名及び融資機関	対象者	内容等
農業近代化資金 融資機関 農協、農林中央金庫、 銀行等	○原則5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人で、農業経営開始後、決算を2期終えていないもの（農業参入法人という） ○農業を営む法人	【資金用途】 ・農業経営用施設の取得・改良・復旧に要する資金 ・果樹その他永年性植物の植栽・育成費用 ・家畜の購入・育成費用 ・事業費1,800万円以下の小規模な土地改良に要する経費 ・農業経営の規模の拡大、生産方式合理化、農業従事者の態様の改善等の農業経営改善に伴い要する資金 【貸付限度額】 農業参入法人：1.5億円 法人：2億円 【融資率】 80%（100%：認定農業者等特例措置） 【償還期限】 資金用途に応じ7～15年以内 （うち据置期間2～7年以内）
農業経営改善促進資金 （スーパーS資金） 融資機関 農協、銀行等	○認定農業者	【資金用途】 ・肥料代、種苗代、家畜購入費、リース料、機械の修繕費、販売促進費等の農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金 【貸付限度額】 法人2,000万円 （畜産・施設園芸は8,000万円）

※ 制度資金を利用する際は、金融機関による審査に加え、県や市町村等による資金計画の認定を受ける必要がある資金もあるので、事前に市町村へ御相談してください。

※ 貸付利率、貸付限度額、償還期限等詳細は融資機関にお問い合わせください。

企業等の農業参入相談窓口

県庁の相談窓口

鹿児島県農政部 経営技術課 経営体育成係

所在地：鹿児島市鴨池新町10番1号〔行政庁舎11階 北側〕

電話：099-286-3152

FAX：099-286-5593

Eメール：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp（経営体育成係）

地域振興局・支庁（事務所）の相談窓口

名称	担当部署	管轄市町村	所在地	電話番号
鹿児島地域振興局	農政普及課	鹿児島市 三島村、十島村	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56	099-805-7372
	日置市駐在 普及担当	日置市 いちき串木野市	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-3113
南薩地域振興局	農政普及課	枕崎市、南さつま市 南九州市	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	0993-52-1346
	指宿市十二町駐在 普及担当	指宿市	〒891-0403 指宿市十二町301	0993-22-6422
北薩地域振興局	農政普及課	薩摩川内市	〒895-8503 薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5532
	出水市駐在 普及担当	阿久根市、出水市 長島町	〒899-0202 出水市昭和町18-18	0996-63-3115
	さつま町駐在 普及担当	さつま町	〒895-1811 薩摩郡さつま町虎居704-2	0996-52-4514
始良・伊佐地域振興局	農政普及課	霧島市、始良市 湧水町	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12	0995-63-8215
	伊佐市駐在 普及担当	伊佐市	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	0995-23-5129
大隅地域振興局	農政普及課	鹿屋市、垂水市 東串良町、錦江町 南大隅町、肝付町	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2142
	曾於畑地かんがい 農業推進センター 農業普及課	曾於市、志布志市 大崎町	〒899-8102 曾於市大隅町岩川5677	099-482-1120
熊毛支庁	農政普及課	西之表市、中種子町 南種子町	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0742
	屋久島事務所 農林普及課	屋久島町	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2236
大島支庁	農政普及課	奄美市、大和村 宇検村、瀬戸内町 龍郷町、喜界町	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7450
	徳之島事務所 農業普及課	徳之島町、天城町 伊仙町	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7216	0997-82-0323
	沖永良部事務所 農業普及課	和泊町、知名町 与論町	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1	0997-92-0164

（令和8年3月改訂）